資 料 1

○京丹波町地域福祉計画推進委員会設置要綱

平成３０年４月１日
告示第１５号
改正　令和２年１２月１８日告示第８１号

（設置）

第１条　京丹波町地域福祉計画（以下「計画」という。）の推進を図るため、京丹波町地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所管事務）

第２条　委員会の所管事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　計画の推進及び評価に関すること。

（２）　計画の策定及び見直しに関すること。

（３）　その他町長が特に必要と認めること。

（組織）

第３条　委員会は、委員１８人以内をもって組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

（１）　学識経験者

（２）　関係団体の役職員

（３）　関係行政機関の職員

（４）　その他町長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　前項の規定は、委員の再任を妨げるものではない。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　委員長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、福祉支援課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この告示は、平成３０年４月１日から施行する。

（要綱の廃止）

第２条　京丹波町地域福祉計画策定委員会設置要綱（平成２７年京丹波町告示第５３号）及び京丹波町地域福祉計画策定作業部会設置要綱（平成２７年京丹波町告示第７３号）は、廃止する。

附　則（令和２年告示第８１号）

この告示は、令和３年４月１日から施行する。